

## 株式分割のための基準日設定公告

平成 27 年 12 月 15 日

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号

株式会社 I B J

代表取締役社長 石坂 茂

当社は、平成 27 年 12 月 3 日開催の取締役会において、平成 28 年 1 月 1 日（金曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、平成 27 年 12 月 31 日（木曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、この株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 28 年 1 月 1 日（金曜日）付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 92,880,000 株増加して、139,320,000 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 28 年 2 月中旬頃にお届けのご住所にお送りする予定でございます。
- 平成 28 年 1 月 1 日（金曜日）付（実質的には平成 28 年 1 月 4 日（月曜日）付）にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座がある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座がある証券会社等でお手続きをお願いいたします。